

【弁護士新里宏二古希記念出版】

『社会を変えてきた弁護士の挑戦——不可能を可能にした闘い』

目次

第1章 原点——「借金で死ぬな！」

1	サラ金被害との出会い	1
2	救えなかった命	2
3	借金は人の命の問題	3
4	2人の運動家——木村達也弁護士、宇都宮健児弁護士	4

第2章 仲間とともに

1	実務家弁護士の武器——仮処分と仮差押え（1992年、1995年、2003年）	25
(1)	支倉保育所日照被害とニシキファイナンス手形取立禁止の仮処分	25
(A)	支倉保育所日照被害建築差止め仮処分	25
(a)	概要	25
(b)	日照被害による仮処分の困難性	25
(c)	取り組んだきっかけ——草場裕之弁護士からの依頼	26
(d)	やらない選択はなかった	27
(e)	申立てから仮処分の審尋	28

(f) 仮処分決定	29
(g) 申立人らの満足	30
(h) まとめ	31
(B) ニシキファイナンス事件	31
(a) 手形事件の困難性	32
(b) 仙台弁護団の結成	32
(c) 大阪での会議で展望が開く	33
(d) 東北弁護団連絡会で仮処分の方向	33
(e) 本当に仮処分ができるのか	34
(f) 大きく報道された仮処分決定	36
(g) 手形取立てに回さないとの合意	36
(h) 全面的解決	37
(i) まとめ	37
(2) オレンジ共済事件——友部達夫の議員歳費への仮差押え	39
(A) オレンジ共済への強制捜査	39
(B) 新進党への責任追及	40
2 消費者金融被害対策・高金利引き下げ運動（1998年～2006年）	48
(1) 商工ローン問題	48
(A) ニシキファイナンスから商工ローン問題へ	49
(B) 「日栄・商工ファンド対策全国弁護団」の立ち上げ	50
(C) 集団提訴による世論喚起	51
(D) 商工ローン問題が社会問題に	52
(E) 「目ん玉売れ」事件	53
(F) 1999年の立法運動——「目ん玉売れ」事件で運動の天井が抜けた	54
(G) 「商工ローン国会」での法改正	55
(H) 多くの相談を法的救済へ	55
(a) 商工ローン業者との闘いは続く	55

(b)	民事調停法12条による手形取立禁止命令	55
(I)	商工ファンドとの闘い	57
(a)	仮差押えへの対応	58
(b)	手形訴訟は濫用で却下	59
(c)	公正証書による差押え	59
(d)	司法テロとの闘いに勝利	59
(J)	2003年7月18日日栄最高裁判決への取組み	60
(a)	日栄との法的論点	60
(b)	全国弁護士で取り組む意味	60
(c)	最高裁対策	61
(d)	最高裁第二小法廷平成15年7月18日判決	63
(K)	最高裁平成16年2月20日判決——商工ファンドとの闘い	63
(L)	最高裁平成18年1月13日判決——シティズとの闘い	64
(M)	まとめ	64
(2)	武富士との闘い	83
(A)	消費者金融、武富士とは	83
(B)	「武富士被害対策全国会議」結成以前の状況	84
(C)	武富士との闘いの開始	84
(D)	対策会議結成へ	85
(E)	全国会議の活動と社会の動き	85
(F)	『武富士の闇を暴く』の出版へ	87
(G)	武富士批判の報道	87
(H)	『武富士の闇を暴く』の出版	87
(I)	反転攻勢——2003年6月13日、運動を集約	88
(J)	盗聴事件の進展	90
(K)	ヤミ金の跳梁跋扈が次の課題に	91
(L)	武富士の闇を暴く訴訟	91
(a)	大勝利判決	91
(b)	本判決の意義	92
(M)	武富士の破綻	92

(3) ヤミ金との闘い	104
(A) ヤミ金の跋扈	104
(B) ヤミ金とどう闘うか	105
(C) ヤミ金被害と相談対応	105
(D) ヤミ金に対する提訴	106
(E) ヤミ金対策法の提案	107
(F) ヤミ金対策法の成立	109
(G) 法成立後も続くヤミ金被害	110
(H) 「ヤミ金特区」構想との闘い	111
(4) 勝ち取った貸金業制度の抜本改正	112
(A) 貸金業規制法および出資法の段階的改正と3つの最高裁 判決	112
(B) 多重債務者の置かれた状況	113
(C) 改正に向けた市民運動の開始	114
(D) 金融庁での改正に向けた動き	114
(E) 労働福祉団体である中央労福協との連携	115
(F) 日弁連内に上限金利引き下げ実現本部の設置	116
(G) 改正に向けた大きな運動の火蓋を切る	117
(H) 貸金業制度等に関する懇談会への参加	117
(I) 国会議員への対応	119
(J) 与党による「貸金業制度等の改革に関する基本的考え方」の 取りまとめ	119
(K) 日弁連が業界団体と対峙	120
(L) 本部の専用事務所の開設	122
(M) 近畿キャラバンから全国キャラバンへ	122
(N) 全国の怒りが爆発	122
(O) 民主党、公明党の動き	123
(P) 34万署名の提出、2000人請願パレード	124
(Q) 平成草の乱に倣い	125

(R) 与党による「貸金業規制法等の一部を改正する法律」案の 策定	126
(S) 法律の成立は金融庁の中で聴く	128
(T) 貸金業制度の抜本改正の概要	128
(U) 有識者会議の設置および多重債務問題改善プログラムの 策定	129
(V) 2010年6月完全施行	129
(W) 最後に——規制緩和社会の再規制に向けて	129
(a) 「被害者の声が社会を変える」との信念	129
(b) 誰と闘ったのか	130
(c) 何と闘ったのか	130
(d) その後の運動の広がり	130
3 大規模クレジット事件と法改正（1997年～2009年）	131
(1) 頻発する集団クレジット被害	131
(A) ココ山岡事件	131
(a) 事件の概要	131
(b) 宮城県内での被害救済に向けた取組み	132
(c) 全国弁護士連絡会の結成	133
(d) ココ山岡被害の調査・証拠保全等	134
(e) 全国統一提訴	137
(f) 被害者の会の役割	137
(g) 刑事事件への進展	137
(h) 仙台地方裁判所での訴訟の進行	137
(i) 全国統一和解へ	138
(j) 本解決に至った要因	138
(k) ココ山岡事件での集団訴訟の意義	139
(B) ジェイ・メディア事件	149
(a) ジェイ・メディアの倒産	149
(b) 動き出した各地の被害事業者	149

(c) 秋田の被害事業者からの相談	150
(d) 判例の調査、敗訴判決にヒントが	151
(e) 弁護士結成と証拠保全の実施	151
(f) 全国弁護士連絡会の結成	152
(g) まとめ	153
(C) アイディック節電器商法被害事件	158
(a) 概要	158
(b) 2003年と私の活動	159
(c) アイディックの破綻	160
(d) 仙台弁護団の結成	160
(e) 全国弁護士結成準備会	161
(f) 全国弁護士連絡会の結成	162
(g) 弁護団の課題	162
(h) ジャックス勝訴判決対策という新たな問題	162
(i) 倉庫から出てきた貴重な証拠が被害救済を切り開く	163
(j) ジャックスとの訴訟の推移と和解解決	164
(k) 全国の訴訟の状況	165
(l) クオークとの闘い	165
(m) 和解での解決をめざす	165
(n) 仙台地方裁判所からの和解案の提示	166
(o) アイディック事件被害回復の取組み	166
(2) 割賦販売法改正運動と消費者庁・地方消費者行政の整備	180
(A) 割賦販売法改正運動	180
(a) 貸金業法の大改正の勢いを受けて	180
(b) クレジット被害の多発	180
(c) 法改正の実現	182
(d) 運動等でみてきた地方の消費者行政の疲弊	182
(B) 消費者庁・地方消費者行政の整備	183
(a) 3段ロケット	183
(b) 四半世紀の夢の実現を	183

目次

(c) 消費者庁設置への動き	183
(d) ユニカねっと（消費者主役の新行政組織実現全国会議）の結成	184
(e) 消費者庁関連3法案の閣議決定と福田総理の辞任	185
(f) 民主党の構想	185
(g) 調整役も市民運動が担う	185
(h) 今後の課題	186
4 弁護士報酬敗訴者負担反対運動	199
(1) 司法制度改革	199
(2) 弁護士報酬敗訴者負担制度とは	200
(3) なぜ反対なのか	202
(4) ハイソネットの結成とデモ行進	202
(5) 街頭デモを東京でも	203
(6) 運動の盛り上がり	204
(7) 司法アクセス検討会事務局への日栄最高裁判決の提出・要請	205
(8) 合意論の登場・運動の天王山	206
(9) 合意論から廃案へ	208
(10) 仙台での勝利集会	208
(11) 反対運動を行って	209
5 司法修習生の給費制復活に向けた闘い	224
(1) 給費制1年延長	224
(A) 2010年宇都宮健児会長の誕生	224
(B) 給費制とは・廃止された理由	225
(C) 給費制復活運動のスローガン	226
(D) 日弁連司法修習生給費制維持緊急対策本部の設置と運動体の設立	226
(E) 運動は仙台から	226
(F) 国会での賛同を得る活動	228
(G) あきらめないこと	229

(2) 司法修習生に対する給費制維持の活動等	230
(A) 法曹養成フォーラムでの敗北	230
(B) 裁判所法の一部改正での粘り腰	231
(C) 裁判所法の一部改正、修習給付金制度の実現	232
(D) ここに至る経過、政府の動き	232
(E) なぜ推進会議決定が貸与制の見直しの方向を出したのか	234
(F) 日弁連の取組み	234
(G) なぜ奇跡が実現したのか	236
(H) 残された課題——谷間問題	237
6 貧困問題対策	246
(1) 反貧困運動——全国の運動、そして宮城の運動	246
(A) 貸金業制度改正後	246
(B) 2006年10月釧路の人権擁護大会——生活保護問題への取組み	247
(C) 市民運動としての取組み——生活保護ネットの動き	247
(D) 保護基準引き下げの阻止	248
(E) 反貧困運動	248
(F) 当時の社会情勢	248
(G) 宮城県内での運動の開始——2008年7月、「反貧困キャラバン2008」	249
(H) リーマンショックの発生と宮城における反貧困ネットワークの設立	249
(I) 弁護士会と一緒にいった五橋公園での相談会	250
(J) シェルターの設置	252
(K) 政権交代と生活困窮者支援の制度検討	253
(2) 一般社団法人パーソナルサポートセンター（PSC）の設立——東日本大震災の発生と動き出した支援活動	253
(A) PSCの設立と東日本大震災の発生	253
(B) PSCの活動	254

(C) 「一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会」の設立 と災害ケースマネジメント	254
(D) 在宅被災者支援と災害ケースマネジメント	255
(E) 生活困窮者自立支援法の成立と委託事業	256
(F) 住宅セーフティネット法の成立と居住支援の取組み	257
(G) コロナ禍での取組み	257
(H) PSCの現場からみた今後の困窮者支援・生活保護法のあり方	258
7 2011年・東日本大震災への取組みなど——二重ローン 対策の実現	266
(1) はじめに	266
(2) 3月11日、東日本大震災の発生	267
(3) 仙台弁護士会の会長として	268
(4) 気仙沼の依頼者からの電話	269
(5) 3月23日の相談	269
(6) 3月31日、南三陸町での避難所相談	270
(7) 日弁連での災害対策	270
(8) 日弁連の震災対策	271
(9) 二重ローン問題	271
(10) 日弁連と金融庁の協議等	272
(11) 与野党合意と動き出す個人版私的整理のガイドライン	273
(12) 自然災害債務整理ガイドライン	275
(13) コロナ版ローン減免制度	275
(14) 中小企業向け二重ローン対策・東日本大震災事業者再生支援機 構の設立	276
(15) 最後に——日弁連副会長として	277
8 優生保護法被害	284
(1) 優生手術被害者飯塚さんとの出会い	285
(2) 日弁連への人権救済の申立て	287

(3) 原告・佐藤由美さんとの出会い	287
(4) 飯塚さんの人生	288
(5) 動こうとしない国	290
(6) 弁護団の結成	291
(7) 毎日新聞の記事	291
(8) 仙台地方裁判所での訴訟の状況	291
(9) 超党派議員連盟、与党ワーキングチームの動きと一時金支給法の成立	292
(10) 2019年5月28日、仙台地裁判決	294
(11) 東京地裁判決と大阪地裁判決	294
(12) 2021年1月15日、札幌地裁判決	295
(13) 2人の法学者からもらった力	297
(14) 最高裁平成10年予防接種禍国家賠償訴訟判決に解決の鍵が	299
(15) まとめ	300
9 社会運動が世の中を変える——菅井さんとの思い出	308
10 不思議なご縁——仙台修習・牧原秀樹衆議院議員	315
11 我が弁護士活動を俯瞰して	318
(1) 保全事件の重要性	319
(2) 弁護団事件の重要性	319
(3) 最高裁判例解説の重要性	320
(4) 「裁判(訴え提起)の社会変革機能」を学ぶ	321
(5) 司法の法創造機能を共に担っていこう	322
(6) 日弁連・弁護士会の役割の重要性とその機能の拡充	324
(7) コロナ禍での活動強化	325
(8) 人との出会いを大切に——ブラック企業問題等	325
(9) 2022年の年賀状から——あきらめないこと	326
(10) バトンをつなぐ	327

●凡 例●

貸金業規制法	平成18年法律第115号による貸金業法への題名改正前の貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)
出資法	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
特定調停法	特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律
ヤミ金融対策法	貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第136号)
日弁連	日本弁護士連合会

※本書に登場する人物の所属・肩書等は、当時のもの。